

令和 7 年 1 月 2 7 日

第 1 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日		令和7年1月27日				招 集 場 所		市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時		午後2時00分				閉会の日時		午後4時06分			
会 長		小 川 達 男				職 務 代 理		松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠				
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○					
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○					
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○					
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○					
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○					
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○					
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○					
8	松 本 榮次郎		○								
				加須市農業委員会事務局							
				局 長 野 崎 修 司							
				次 長 前 島 勝 己							
				主 幹 渡 辺 昌 也							
				主 査 大 熊 健太郎							
				主 任 福 地 英 昌							

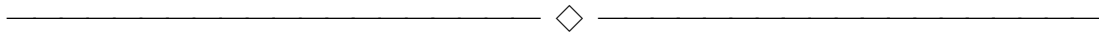
開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君）

それでは、皆様方おそろいでございますので、これより総会を始めさせていただきます。

「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

お時間より前ですけれども、皆さんおそろいですので、これより令和7年第1回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



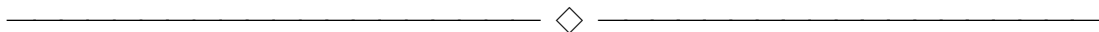
◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新年を迎えて一番、今回最初ですけれども、これより令和7年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。今年もよろしくお願いいたします。

昨年は能登半島地震に始まり、最後はこの地域のカメムシ騒動ということで、何かいろいろなことが、出来事がありました。今年は何事もなく平穏に、我々の農業経営が進行できればというふうに思っております。

さて、本日は今、代理のほうから申されたとおり、25年の最初の総会であります。今年1年間皆さんと共にこの農業委員会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日の総会に当たりまして委員の皆様15名のうち、過半数を超えます14名の委員の皆様からご出席をいただいておりますので、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。

————— ◇ —————

○局長（野崎修司君） それでは、本日の資料につきましては訂正ございませんので、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の氏名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番 瀬 下 京 子 委員及び

4番 山 岸 和 男 委員

の両委員を指名いたします。

————— ◇ —————

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページの2番、三俣地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接する農地を耕作しており、効率的に耕作ができるため、譲渡人は赤道（法定外道路）払下げの申請があり、審査の結果、払下げすることに問題なく、払下げが完了しているための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲受人の さんにお聞きしたところ、申請地はもと市が持っていた土地で、畑の中を歩く細い道で境界線が難しく、畑で野菜を作るのが大変で、今回の申請に至ったとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでもこの土地を耕作しており、引き続き耕作していきたいため、譲渡人はこれまでもこの土地を耕作していただいております、これからもお願いしたいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、担当委員から現地調査の結果並び補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

1 月 2 0 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは の にお住まいで、土地を管理するのが難しく、1 0 年前から さんにお米を作っていただいて、 さんは高齢になり、土地の売買の話になり、今回の申請に至ったということです。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3 番及び 4 番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3 条の 3 番と 4 番は譲受人及び譲渡人が同一で、関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図 3 ページをご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでもこの土地を耕作しており、引き続き耕作していきたいため、譲渡人はこれまでもこの土地を耕作していただいております、これからもお願いしたいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

1 月 20 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは の にお住まいで、土地を管理するのは難しく、10 年前から さんがお米を作っていて、 さんは高齢になり、土地の売買の話になり、今回の申請に至ったところです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでも耕作しており、引き続き耕作を行っていきたいため、譲渡人は相続により農地を譲り受けたが、農業を行う予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていまして。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんのご主人さんは5年ほど前に亡くなり、お米を作れなくなり、 さんに土地の管理とお米を作っていただいたのですが、 さんは に、実家の近くに引っ越すことになり、土地の売買の話になり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

5 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 5 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでも耕作しており、引き続き耕作を行っていききたいため、譲渡人は遠方のため、耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（小川達夫君） 7 番、小川です。

1 月 1 9 日日曜日に田村推進委員と現地を確認後、
、
両人宅を訪問してまいりました。

まず、現地は譲受人の
氏宅の至近にあります。位置図で見ますと、現地の右隣にとありますけれども、こちらが
さんのお宅です。
さんが以前から耕作をしておった土地でございます。今回、
さんは、この
さんの並びに
さんのご自宅はございましたけれども、
の拡張工事により自宅の敷地が一部取られたものですから、
の近くの
に移転をしてしまったということです。ご夫婦は共に高齢化しており、旦那さんにつきましては施設に入ってしまったて、高齢のおばあちゃんが 1 人残ったということで、これでは農業経営もできないし、田んぼも遠いことですし、誰かに譲りたいということでした。

現地は
と
の境でありまして、譲るといいましても、譲受人の人も見つからず困っておったところ、隣組であった
さんに相談した結果、金額は少ないですけれども、じゃ、売買という形で譲り受けようという話になったそうです。圃場も
さんが作付をしておったことから、温情というか、致し方なく引き受けたということでございます。
さん
も大変喜んでおりまして、これで安心したということでした。

農地法の観点から鑑み、問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6 番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7 番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 6 ページ、7 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅に近く、経営規模の拡大のため、譲渡人は遠方に居住し、また、高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10 番（須藤秀夫君） 10 番、須藤秀夫です。

1 月 20 日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんの案内で、現地確認を行いました。 さんによりま
すと、譲受人の さんは譲渡人 さんの土地を購入し、野菜を作りたいとのことです。
譲渡人の さんは現在、 に住んでおり、土地の維持管理ができないとのことです。
案件の土地は、 さんの自宅の北側にあり、しばらくの間耕作された形跡はなく、荒れて
いました。この先、野菜畑として管理すれば、荒廃を防ぎ、有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を
満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7 番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8 番及び 9 番の大越地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3 条の 8 番と 9 番は譲受人が同一で、関連がございますので、一括してご説明いたします。
位置図 8 ページをご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は経営規模の拡大を図るため、譲渡人は離農により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10 番（須藤秀夫君） 10 番、須藤秀夫です。

1 月 20 日、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんは、 さんの夫です。譲渡人の さん、 さんとも、田んぼを貸して、現在まで管理してきましたが、これから先、後継者がなく、耕作できる状態ではないとのことで、土地を売却したいと考えていました。譲受人の さんは、案件の土地の両隣が自分の土地であることから、これを購入することにより 1 枚の田んぼとなり、効率よく作業できるということです。

現地はきれいに管理されておりました。土地が 1 つにまとまり、作業効率もよくなると思いました。このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可

基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

初めに、8番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地に住んでおり、野菜作りが趣味で自宅の庭で家庭菜園を行っていますが、規模の拡大を図るため、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営農地はありませんが、野菜作りが趣味で、現在も自宅の庭で野菜作りを行っていることから判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

1月20日、代理人の 司法調査士事務所の 様に電話で現地調査の立会い依頼をしたところ、譲受人の 様が、ぜひ自分が立ち会って説明をしたいとのことで、代

理人を通し日時を相談し、1月22日、榎本勝雄推進委員と2人で、休暇を取って立会いしてくれて、様から聞き取り調査を行ってまいりました。

申請地周辺は、以前は畑地帯でしたが、既存住宅もあり、最近建売住宅や長屋住宅など開発が急速に進んでいる地域です。様はサラリーマンで、年齢が約50歳くらいと若く、約5年くらい前にから市内の勤務先への転勤に伴い、現在の居住地を購入し、転居したとのことでした。宅地は一般住宅の約2倍の大きさで、宅地の南側には約30平方メートルぐらいの家庭菜園があり、小型の耕運機を所有して、現在タマネギ、大麦などのほか、小さなトンネルで葉物を栽培していました。大麦は、麦茶にするということで作っているそうです。

申請地は位置図でも分かるとおり、自宅の北側に面している畑で、購入後は自家用のジャガイモや多くの種類の野菜を栽培し、余ったら無人販売で販売する計画もしているそうで、大変野菜栽培に興味があるなと感じました。

このようなことから、本申請内容は食料の自給率アップにも貢献できるのではないかと共に、農地法第3条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在、隣接地を借りて耕作しており、効率的に耕作できるため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題は無いと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

1月20日の日に推進委員の金子さんと現地確認をし、譲受人の さん宅も訪問いたしました。現地はきれいに管理されておりまして、この周りは近所の方が競って家庭菜園をやっている場所で、この当該地は さんのお母さんである さんという方が近くに住んでいまして、家は申請地の「請」の上に家のマークがあるんですけれども、ここが実家ですね。 さんがもうかなり前から借りて、熱心に野菜作りをしておったんですけれども、数年前に転んで、やれなくなっちゃったと。その後、 さんは長女なんですけれども、近くに住んでいるものですから、ご夫婦で後を継いでやっている状況でした。今般、譲渡人のほうから買ってくれということで話がありまして、今回の申請になったということです。何ら問題なく、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようでしたので、採決いたします。

11番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営の縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、1月19日に新井推進委員、荻原推進委員と、現場確認と聞き取りをいたしました。

申請地は耕うんされ、きれいに管理されていました。さん宅で、譲渡人のさんも来てもらい、聞き取りをしました。譲渡人は、せがれさんが後を継がないということで、処分したいと考え、数年前から作付をしているさんに相談したところ、贈与で話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己または同居親族もしくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（荒井雅明推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は耕作することができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

1月19日に山岸農業委員さん、荒井進委員さんと現場確認をし、 さん宅に伺い、話を聞きました。現地圃場は数年前から耕作されてなく、保全管理状態でした。昨年、さんの旦那さんが亡くなり、農地を手放したいと相談を受け、隣の圃場を さんが耕作しているので、話をしたところ、買ってもよいとなり、話が進みました。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

13番の北川辺地区の審議が終了しましたので、退席している荒井推進委員の入室をお願いします。

（荒井雅明推進委員 入室）

○会長（小川達男君） 次の14番の北川辺地区の案件についても、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に高橋雅一委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（高橋雅一委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在、農地中間管理事業で耕作しており、今後も耕作していくため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、1月19日に私と高橋農業委員さんと新井推進委員さんで現場確認をし、さん宅で話を聞きました。現地圃場は管理されており、中間管理で集積圃場になっており、現在、高橋委員が耕作しております。先ほどもあったとおり、昨年、さんの旦那さんが亡くなり、農地を手放したいと相談を受け、自分で耕作しているので、売買で話がまとまり、今回の申請となりました。

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

14番の北川辺地区の審議が終了しましたので、退席している高橋委員の入室をお願いします。

（高橋雅一委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、15番及び16番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。

3条の15番と16番は譲渡人が同一で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

両案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は両案件ともこれまでも申請地を耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

1月19日に荒井推進委員さんと現場確認し、さん宅、さん宅に伺い、話を聞きました。現地圃場はどの圃場もきれいに耕うんされていました。この案件の圃場は、以前からさん、さんが借りて耕作していたそうです。後日、代理人の行政書士のさんに電話で話を伺い、譲渡人のさんが相続で受け継いだが、自分で管理できないので、以前から耕作していたさん、さんに贈与したいとのことでした。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようでしたので、採決いたします。

初めに、15番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅が隣接地で、これまでも耕作しており、効率的に耕作できるため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

1月23日に田村推進委員と、譲受人の さんの奥様と代理人であります行政書士の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。現地は野菜が作られておりまして、きれいにされておりました。譲渡人の さんは1年ぐらい前まで耕作をされておりましたけれども、高齢でできなくなったため、 さんが借りて野菜を作るようになったそうです。今回、 さんのほうから、後継者もないということで、処分したいという話があり、今回の申請になりました。これからも さんは野菜を作っていきたいとおっしゃっておられました。やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決をいたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

4条の1番と2番は申請人が同一で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図16ページから19ページ、土地利用計画図、給排水計画平面図4-1、配置図4-2をご覧ください。

両案件は、4条1番が長屋住宅の建築に伴うためと、4条2番が宅地の一部が農地であることが判明したため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、4条1番は開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

4条2番は宅地の一部として進入路、駐車場として使用されておりますが、農家住宅として生活に必要なものであり、農業拡大に伴い農地に越境してしまったもので、始末書が添付されており、今後においても使用していくことから、4条2番の是正のための工事完了後に4条1番の長屋住宅について許可をすることでやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。申請者の さんにお聞きしました。

まず先に、4条の2になります。農地である、進入路、を駐車場として手続を未了のままきてしまい、今回改めて申請してから、4条の1の申請時に申請を出す形になり、難しいところはありますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○次長（前島勝己君） 同じことの説明になってしまうかもしれませんが、4条の1と2で、4条の1が初めに申請されて、次に2のほうで申請されました。本来なら、2が農家住宅の駐車場の入口ということで、こちらが地図の東側で細い通りもありますが、完全にブロックで仕切られておりますので、西側からでないと入れない状況です。通常であれば、こちらを追認で許可相当として農地法の違反がなくなってから、1番を審議していただくことが通例ですが、こういった形で申請されましたので、県等にも確認しまして、最初に2番が許可相当になれば、続けて1番も審議してよいのではないかと。最終的には加須市が権限移譲を受けていますから、加須市の考えでよろしいのではないかと。というような、お話をいただきましたので、こういった形にさせていただきました。

ですので、2番を先に審議、採決していただき、それが決定してから1番を審議していただくという形でお願いいたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

この地図上で見ると、というのが今回申請入っていないんですけども、これは畑とみなしていいんですか。それとも、ここだけ空いちゃうという感じでいいんですか。

2の②のところの地図で見ると。

○次長（前島勝己君） 現地調査で確認しておりますが、現在は畑として若干耕作されています。

○1番（高橋雅一君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにどうでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

この案件につきましては、先に2番の採決を行う事情がありますので、順番を入れ替えまして採決を行います。初めに、2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1番の水深地区について、2番の水深地区の農地転用の工事完了後に許可をするという条件を付して、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図20ページ、21ページ及び配置図4-3をご覧ください。

本案件は、長屋住宅(1棟6戸)を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものであるとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

1月20日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんによりますと、申請地は幼稚園、小学校、医院があり、生活環境が整っております。家族世帯が住むには、駐車場を備えた長屋住宅は需要が見込めるため申請するとのことでした。譲渡人の さんは に住まいがあり、現地を管理するのが難しいことから、住宅会社に全てをお願いしたいとのことでした。

現地の状況ですが、あまり管理されておらず、枯れ草がある状態でした。荒地になるのを未然に防ぐためにも、やむを得ないのかなと思いました。このようなことから、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

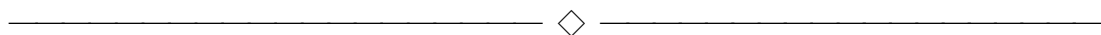
(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

3番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(4区画)及びごみ集積所とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

1月21日、推進委員の梅田さんと野本さん、代理人の事務所の行政書士でさん、不動産仲介業者、それから、譲渡人のさん及びさんの奥さんの7人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は加須インターチェンジに近く、加須流通団地及び住宅地の近くで、緑地公園の西方にあり、きれいに整地された、地目は田の1448平米です。周辺は新興住宅が立ち並んでいますが、農地は数筆で、稲作が耕作されている状況に

なく、今回の議案は環境に影響を与えるものではないものと思われます。譲渡人の　　さんと　　さんは、ここは将来にわたって管理できないので、手放すことにしたとのこと。

このようなことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図 2 4 ページ及び土地利用計画図、測量図 5－3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（1 棟）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（小川達夫君）　7 番、小川です。

1 月 1 9 日日曜日に田村推進委員さんと、それから、譲渡人の　　さんと現地を確認してまいりました。現地は耕作をしていない、下草刈りはされておる、管理された陸田でございます。　　さん宅は、現地の南の「　　」という名前のついているご自宅がそうです。この近辺は、この位置図に表しているこの地図の中でも、以前は 1 0 軒ぐらいしか農家がなかったところに、見てのとおり建売分譲住宅ができております。　　さん宅は両親が亡くなって

おられまして、息子さんの　　さんが現在独り暮らしで、勤めに出ています。農家は一切していません。そういう状況の中、　　さんは、もう農家は廃業するという形で土地を売却する考えをしておったところ、今回、　　さんが建売住宅を1軒建てるために購入したいという旨の連絡があったそうです。　　さんとしても、渡りに船ということで、売却に応ずることとなりました。土地家屋士の　　さんに確認したところ、現地は住宅に適しておりますし、何ら問題ないという返答でございました。

農地法の観点から鑑み、問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君）　審議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩とさせていただきます。

なお、再開は3時15分といたします。

休憩　午後　3時05分

再開　午後　3時15分

— ◆ —

◎開議の宣告

○局長（野崎修司君）　それでは、審議を再開いたします。

○会長（小川達男君）　それでは、始めます。



○会長（小川達男君） 4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ、26ページ及び土地利用計画図平面図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買及び地上権（21年）により土地を取得及び借り受けし、貸太陽光発電施設用地とするもので、必要添付書類が整えられておりますが、2筆の合意解約の書類が提出できない状況となっているものでございます。

この案件につきましては、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接しております。なお、申請地のうち、に農地法第3条の賃借権が設定されておりますが、30年以上経過しており、借受人の所在が不明となっているため、調査を行いました。が、解約ができず、変更後の責任は全て申請者、譲受人が持つという誓約書が提出されております。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○次長（前島勝己君） 追加で補足説明します。

この案件につきましては、先ほど説明がありました2筆、合意解約の書類が提出できない状況となっております。この土地につきましては、31、2年前に3条の賃借権の設定が行われておりますが、途中で、相対で違う方が耕作されており、その方に昨年度、もう耕作できないというお話を受けたとの説明を受けております。

3条の賃借権の設定は、現在の土地所有者のお父さんが行い、現在の土地所有者はそのことを知らない状況でありました。借り手の方を探すために土地改良区に確認して、その確認した住所にも手紙等を送ったのですが、手紙が戻ってきてしまうような状況となっており、これ以上探しようがないという説明を受けております。県に確認しましたが、誓約書の提出だけでは弱いような感じがするが、加須市は権限移譲を受けているので、最終的には加須市の判断でよいのではないか。というお話をいただいております。

ただし、この案件は3,000平米以上になりますので、ここを仮に通過しても、次の常設で不許可相当となる可能性もあります。そういった中で、皆さんに審査をお願いして、落としどころを決めていただければと思います。解約の手続については、今後いろいろ調べて、手続を進めたいと思いますが、今現在、申請者ができることは全てやっていただいたというところで、審議をお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月21日に地区担当委員の腰塚明さん、森博司さん、寺田薫さんの4人で現地調査確認を行ってまいりました。譲受人の の代理人であります さんと の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人は、それぞれの方々がこの先農業を行うことは難しいと考えております。譲受人のは、日当たりがよく、十分な敷地があり、管理用車両が通行可能な道路に接していることから計画したとのこと。管理体制は、年二、三回の除草作業を行い、その他状況を見て随時行うとのこと。周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。現地は大豆や米を作付した後が残っておりまして。また、現地は細切れになっており、水管理や作業を効率よく管理するのは難しいのかなと思いました。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

先ほどご説明があった3条解約に必要な条件は、どういうものがあるんですか。やっぱり貸手というか、借主のほうの判子とかも要するという話なんですか。消息不明ということなので、その辺、どういう手続すればいいのかなというのを聞きたいんですけれども。

○次長（前島勝己君） 賃貸借につきましては、賃借の期間が過ぎても合意解約を提出しなければ解約となりません。当然、その書類には相手方の署名等が必要となります。

また、貸主が亡くなった場合、基本的には相続人がいれば、解約はできます。相続人がいない場合には、別の方法がございます。いずれにしても、所有者がいらっしゃる間に手続をしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○1番（高橋雅一君） はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。どうぞ。

1月22日、榎本勝雄推進委員と2人で現地調査後、譲渡人の 様宅を訪問し、聞き取り調査を行ってまいりました。

現地は、以前は認定農業者が麦などを栽培していた畑でしたが、現在、東側は昨年11月に農地法第5条の申請があった土地、西側は太陽光発電の施設、南側は建売住宅、北側は に面した土地で、周辺は近年急速に宅地化が進んでいます。譲渡人の 様 の話では、周辺が宅地化しており、今後も農業を続けることは困難と判断し、市内不動産会社を通し、今回の申請に至ったとのことでした。

このようなことから、本申請は農地法第5条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決をいたします。

5番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、計画図5-6①、造成計画縦横断面図面5-6②をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

当議案は志多見地区の議案ですが、松本榮次郎委員が本日この時間に加須市農業再生協議会に志多見土地改良区理事長としてどうしても出席しなければならないとのことで、私が代わって報告いたします。なお、本来、小川会長もこの協議会に出席しなければならなかったそうですが、本日、この総会のため欠席したそうです。

○会長（小川達男君） 委任状で、委任してある。

○12番（松本 昇君） 委任状でやったそうです。

では、まず、 代理人に立会いを依頼し、説明を聞く予定でしたが、代理人の都合がつかなかったため、電話で内容を聞き、代理人の了解を得て、1月19日午後2時から現地で夢川推進委員と2人で地主の さん、耕作者の さん立会いの下、聞き取り調査をしてまいりました。地主の さんは田んぼを さんに貸しているということで、詳細については さんから聞いてほしいとのことでした。耕作者の さんは、現在ここで水稻を栽培しているが、この場所はパイプラインの揚水機場から遠く、水の出が悪く、大変苦勞しているということで、このため埋立てによる農地改良を実施し、水はけのよい畑にし、野菜を作る予定で計画したとのことでした。

このようなことから、現地調査をした2人の委員は、本申請内容は農地法第5条の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してきたとのことでした。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、30ページ及び土地利用計画図、造成計画平面図、給水計画平面図、排水計画平面図5－7をご覧ください。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（7区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

1月20日の日に金子推進委員と 土地家屋調査士並びに譲渡人の1人である さんに立会いをいただきまして、現地確認を行いました。

現地は、草はきれいに管理されておりまして、 さんの話では、この宅地部分、これも さんの土地なんですけれども、これは さんのおじいさんの代から貸してまして、ここに、地図に と書いてある、 さんがずっと住んでおったそうです。2年前ぐらいかな、奥さんがいたんですけれども、奥さんも亡くなりまして、この後を継ぐ方もいらっしゃらないので、更地の状態にしてもらって返されたそうです。 さんもその間、草の管理が大変だったようなんですけれども、その前の地番の ですね。これは隣に さんという家あるんですけれども、その さんが耕うんして管理していたんですけれども、この方もけがをしまして、今現在、施設に入っているそうです。やむなく さんも手放すことになったので、 さんも合わせて今回処分することになったということです。

この地区、加須の駅まで歩いて15分ぐらいの距離なので、ちょっとやむを得ないかと思うんですけれどもね。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次の8番及び9番の高柳地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の8番と9番は車両置場と自己用住宅となり、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図31ページ、土地利用計画図5－8及び土地利用計画図、給排水計画平面図の5－9をご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転です。必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、5条の8番につきましては、自動車整備工場を営んでおりますが、現在利用している置場では置き切れず、会社の空きスペース等を利用して車両を置いておりましたが、防犯面で不安の少ない場所で計画したものであり、5条の9番につきましては、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

1月24日の日に金子推進委員さんと、土地家屋事務所である さんの さんに立ち会っていただき、その後、譲渡人の さん、当該地のすぐ近くにいらっしゃるんですけれども、話を聞きにお伺いいたしました。

現地は、作物は当然作っていないんですけれども、それなりに草のほうは管理されておりました。もうすぐ隣は市街地の なんですけれども、この入りくっての旧 地域はここまで入りくっていたそうなんです。譲受人の さん、 の さんと9番の さん、これ、親子なんです、 さんがお父さんです。 さんの会社の事務所はすぐ近くなんですけれども、お邪魔したところ、留守なもので話を聞けなかったんですけれども、代理人の さんの話では、大分置いてある車が盗難にあったらしくて、もっと管理しやすいところという形で見つけてあったところ、この土地が見つかったということでございます。

譲渡人の さん宅へお邪魔してお話を聞いたんですけれども、 さんも相続でこの土地を譲り受けたもので、以前耕作していた人はよく分からないということなんです。5年ぐらいまでは何か稲作をやっていたらしいんですけれども、その後は耕作放棄地になってお

りました。周りにはもう全部うちできていますので、やむを得ないかなという判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、8番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番及び11番の東地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の10番と11番は、農地改良工事（一時転用）と農機具置場となり、譲渡人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図32ページ、現況断面図、計画平面図5-10及び計画平面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が5条10番については使用貸借権（3か月）及び5条11番については使用貸借権（30年）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）及び農機具置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、5条10番は農用地（青地）、5条11番は第1種農地と判断されますが、5条10番は3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事及び5条11番は農機具の置場に不足が生じ、盗難等のリスクを考慮し、事務所に隣接した場所で計画したものであることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

1月22日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲受人の 〃 の代理人の 〃 さんと 〃 の 〃 さんにお会いして、いろいろお話を伺っていました。

現地はよく管理されていました。水はけをよくするため農地改良と、農機具の盗難防止のため農機具置場を造ることでした。その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、10番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ、配置図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場兼建設重機置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、業務拡張により車両台数が増え、加須営業所内に収容し切れないため、近接する土地であることから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

1月23日、田村推進委員と譲受人の代理であります の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺いました。

現地は休耕中の土地でありまして、でも、草はきれいに管理はされておりました。譲受人の は土木事業関係の会社でありまして、特にケコム事業では、 自ら開発した立坑構築工法で大手ゼネコンをはじめ全国で施工を行っていて、各支店を設けている会社です。ここでケコム事業と立坑構築工法という難しい名前が出てきたのでちょっとお聞きしたんですけれども、私の頭ではさっぱり分かりませんでした。すみません。

今ですけれども、関東の拠点としまして、 が申請地の左下のところにありますけれども、そこも土地を見せていただきまして、今回その業務拡張によって車両の台数が増えるため、今回の申請になりましたということなのですが、工事の重機がありまして、その重機が大変大きくて、分解をしてその建築現場に持っていくということで、大変台数が必要になってくるということらしいのです。近くに土地を探していたのですけれども、近くに休耕地のところがあったので、譲渡人の さんと さんにお話を持っていって、今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞きかせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図、給排水施設計画の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

1月23日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の さんの代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地は草が1メートルぐらい生えておりましたが、管理はされていたようです。この結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ、36ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の従業員駐車場に工場の拡張計画をした結果、今回の申請地に従業員駐車場を設置するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

1月21日、地区担当推進委員の坂田さんと共に譲受人代理の さんから聞き取り調査並びに現地調査を実施いたしました。

現地は、図にある、宅地が真ん中にあるんですが、南側が耕うんされており、北側は耕うんされていないけれども、きれいに管理されている農地でございました。 さんによりますと、譲受人は従業員駐車場用地に工場を拡張させるため、新たに駐車場用地が必要なことから、探していたとのことでした。譲渡人は宅地、農地を相続したが、遠方に居住しているため、管理しにくいと、処分を考えていたとのことでした。また、隣接する地権者に対して、この事業内容を説明し、了承を得ましたとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

今回の申請を見ますと、既存の従業員駐車場用地に工場を拡張するというのが前提となっています。駐車場スペースが少なくなってしまうので、今回新たに設置したいという内容だと思うんですが、この前提となっております工場拡張の裏づけ的なものとしてどんな書類が出ているのか確認したいということと、それから、現在の駐車場スペースのうち、どれくらいの面積が工場用地になって、駐車場用地がどれくらい削られてしまうのかというようなところで、その辺のことが全然これだと分からないんですけれども、許可基準として、転用の規模も適正かというのもある程度判断の余地になると思うんですけれども、その辺がこの書類上だと分からないんですよ。

今回の転用面積が3,401平方メートル、このほかに宅地部分も駐車場にする計画があるようで、宅地の面積はよく分からないんですけれども、公図を見ると、今回転用する農地の 同じくらいの面積の宅地がありそうで、1,000平米ぐらいは宅地部分があって、合計すると4,400平米ぐらいの大きな駐車場となります。こういったことで、今回の転用面積が妥当なのかどうか、その辺の判断がこれですとつかないと思うので、既

存の状況、それから、この拡張する部分の状況、その辺も含めて教えていただければと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

まず、他法令というところで、農地転用以外でも当然、敷地拡張をして工場を増築するということで、開発許可の見込みについて事前に建築開発課のほうに確認しましたら、開発許可が見込まれるものということで、そちらの開発のほうの手続としては通常の、申請を上げていただければ、許可の見込みがあるということを確認しております。

駐車場の台数なんですけど、既存が全体で200台以上と、全部で200台ちょっとある中で、今回工場を拡張するに伴って削られてしまう駐車場の台数が約100台分。100台分ぐらいが、拡張するために駐車場削られてしまうという中で、今回新たに転用をしようとする敷地の駐車場台数が同じように100台ぐらいの面積という中で、100台分ぐらいの駐車場を確保するという計画になっております。

○11番（関 弘明君） もし可能であれば、既存の状況も含めてこういった書類に載せていただけると、その辺分かりやすいのかなというふうに感じました。

○事務局（渡辺昌也君） 今後、ご意見として伺っておきます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、加須市農業委員会議案書の13ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について16件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、19ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

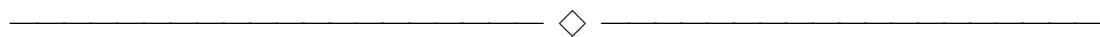
報告第4号、20ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について21件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。ありがとうございます。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） 小川会長さん、議事進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

まだ新型コロナとかインフルエンザがはやっているようですので、体に十分気をつけてもらいたいと思います。

それでは、これをもちまして、令和7年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

閉会 午後 4時06分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年1月27日

会 長 小 川 達 男

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 山 岸 和 男